

栃木県プラスチック資源循環推進条例

栃木県議会とちぎ自民党議員会議員
栃木県議会条例作成検討会 会長

五十嵐 清

栃木県は、「栃木県プラスチック資源循環推進条例」を制定した（条例第2号として令和2年3月公布・施行）。

プラスチックが資源として適正に循環するよう、県はもとより、事業者や市町村、県民が一体となって、プラスチック資源循環を推進していくことを定めており、同旨の条例としては全国初となるもの。県議会の超党派有志による議員提案条例であり、県には資源循環の推進に関する施策を総合的に推し進めることを、事業者には製品が廃プラスチックになることを抑制する必要な措置を、県民には製品の長期使用や再生品の使用、県の施策への協力などを、それぞれ求めている。

1 はじめに

「栃木県プラスチック資源循環推進条例」は、令和2年2月の通常会議において可決・成立しました。本条例の施行日は、令和2年3月10日です。

制定の過程では、プラスチックの製造側、排出側、処理側の各団体から意見や要望などを聴取するとともに、パブリックコメントを実施し、条例に反映しました。プラスチック資源循環の推進に寄与する産業の振興を明記し、関連産業の育成にも配慮したことは、本条例の特徴の一つとなっています。

条例制定の背景としては、令和元年6月の

G20大阪サミットで「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択され、先進国が率先して海洋プラスチックごみの削減に取り組む姿勢が明確に示されたことがあります。大阪サミットでも取り上げられたように、海洋プラスチックごみ、そして、その中長期的な影響・結果とされる「マイクロプラスチック」の人体・生態系への影響が、プラスチックごみによって命を落とすウミガメのセンサーシヨナルな映像などとともに、世界的な関心事になっていました。

こうした中、県内では、令和元年8月に、県と県内全ての市町村が共同で「栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）プラごみゼロ

宣言」を行い、プラスチックごみゼロに向けて行動することを発表しました。

県議会としても、プラスチックごみ問題、大きく言うとプラスチック資源循環の重要性は常々感じており、県民・事業者に対して重要性を訴えるアクションを行うべきと考えていました。

平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法は、容器包装リサイクルや家電リサイクルなどに取り組む内容ですが、そのような状況の下、プラスチックが特に注目を集めるようになっていました。プラスチックは、県民にとって特に身近で、かつ、再生利用などの技術が高度に発達している分野であること

から、それに特化した条例によってその循環的な利用を強く推進すべきと考えました。「プラスチック資源循環推進条例」の議員提案による制定という手法は、インパクトがあり、大きなPR効果も期待できるものと考え、議員内での機運が高まってきたのです。

条例制定を契機に、県、県民、事業者が一体となって、「プラスチック資源循環の推進」に取り組むこと、併せて市町村での条例制定などの波及効果を大いに期待するところです。

2 条例の内容の解説

(1) 前文

本条例には前文を設けています。県と全市町村が共同でプラごみゼロ宣言を行い、また、プラスチック資源循環推進条例を制定するなど、この分野で先進的に取り組んでいる県として、プラスチック資源循環の理念・理想と、これに向けた決意を示しました。

なお、本条例の制定過程を通じ、一貫していたのは、プラスチックを単純に悪者にはしないということです。コロナ禍において、ワウエイプラスチックを含め、その有用性を再評価する声も上がっています。目指すべきはプラスチックとの上手な付き合い方であり、前文でも、そのことを明らかにしています。

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした。さらに、機能の高度化を通じ、食品等の長期の品質保持を可能として食品ロスの削減に寄与するとともに、軽量化によって運搬時のエネルギー効率の改善等を促進し、社会的課題の解決に貢献してきた。

他方、今、資源の大量消費が気候変動などを地球規模で引き起こしている。とりわけ、プラスチックに関しては、いわゆるマイクロプラスチックなどの海洋ごみが生態系に大きな影響を与えるリスクが懸念されており、早急かつ実効性のある対策が求められている。

今こそ使い捨て型の大量消費社会から循環型社会への大胆な移行が必要であり、プラスチックの持つ高度な機能を尊重しつつ、プラスチックとの上手な付き合い方を探求し、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出していかなければならない。

栃木県は、山・川・里・湖など豊かな自然にあふれ、美しく清らかな環境を有する。無駄に使われる資源を徹底的に減らし、将来にわたり「ふるさと栃木」の豊かな自然と清らかな環境を引き継いでいくことは、我々の使命であり、責任である。
ここに、プラスチックが資源として適正

に循環する体制を築き、持続可能な循環型社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(2) 条例の目的

本条例は、栃木県環境基本条例に規定する基本理念のつとより、循環型社会の形成に向けたプラスチック資源循環の推進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、プラスチック資源循環の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、プラスチック資源循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としています（第1条）。

なお、栃木県環境基本条例では、その第3条において、環境の保全に係る基本理念として次の4つを定めています。

- ① 県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるように適切に行うこと。
- ② 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができるとともに、社会が構築されることを旨として行うこと。
- ③ すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことにより行うこと。

④ すべての日常生活及び事業活動において推進されること。

(3) 定義

本条例では、「循環型社会」、「循環資源」、「循環的な利用」について循環型社会形成推進基本法の定義によることとした上で、「廃プラスチック類等」及び「プラスチック資源循環」について次のように定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(4) 廃プラスチック類等 次に掲げる物をいう。

イ 廃プラスチック類

ロ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック製の物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売その他の人の活動に伴い副次的に得られたプラスチック製の物品（イに掲げる物を除く。）

(5) プラスチック資源循環 プラスチ

ク製の製品、容器等（以下「プラスチック製品等」という。）が廃プラスチック類等となることを抑制し、並びにプラスチック製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用を行い、及び循環的な利用が行われない廃プラスチック類等については適正に処分することをいう。

まず、本条例では、対象物を「廃プラスチック類等」として、廃プラスチック類（無価値物）に限らず、有価物も含めて一体的に捉えることとしました。その上で、法令上明確な定義のない「プラスチック資源循環」について、プラスチック製品等が廃プラスチック類等となることの抑制を図ること、発生した廃プラスチック類等についてはその有用性に着目して「循環資源」とし、「循環的な利用」（再利用、再生利用、熱回収）を図ること、循環的な利用が行われないものは適正に処分することであると規定しました。

本条例は、このプラスチック資源循環により「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することにつながることを企図しています。

(4) 責務・連携等

プラスチックは、多くの優れた機能を持ち、社会で広く使われていることから、その資源循環には、様々な主体がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組んでいく必要があります。そこで、本条例では、県の責務（第3条）、事業者の責務（第4条）、県民の責務（第5条）、市町村との連携等（第6条）を規定したところです。

特に、栃木県では、県と全市町村が共同で「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を行い、プラスチックとの上手な付き合い方を広く訴えてきたこともあり、随時、市町村と勉強会を開催して情報交換を行うなど、連携した取組を進めてきています。

(5) プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針

本条例では、プラスチック資源循環の推進に関する施策を推進するため、知事が基本指針を定めることとしています。

第2章 プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針

第7条 知事は、プラスチック資源循環の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、プラスチック資源循環

の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) プラスチック資源循環の推進に関する基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、プラスチック資源循環の推進に関し必要な事項

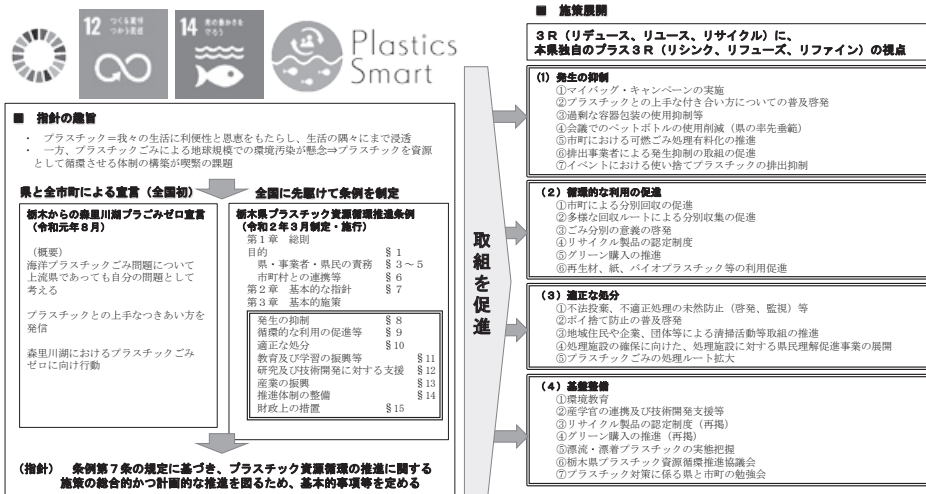
3 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

基本指針については、後ほど説明いたしますが、県では、「栃木県プラスチック資源循環推進協議会」を立ち上げ、この協議会の御意見を伺いながら策定作業を進めています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、不織布マスクや医療用ガウン、食品のラップフィルムなど、衛生面から、ワンウェイプラスチック製品が有用性を示しており、基本指針では、ポストコロナの「新たな日常」におけるプラスチックの役割についても記載される方向です。引き続き、検討が進められ、今年3月には公表される予定です。

(6) プラスチック資源循環の推進に関する基本的施策

栃木県プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針（素案）【概要版】



本条例では、プラスチック資源循環の推進に関する基本的施策として、まず、いわゆる3Rに関する3箇条、廃プラスチック類等の発生の抑制（第8条）、廃プラスチック類等の循環的な利用の促進等（第9条）、廃プラスチック類等の適正な処分（第10条）を規定

しました。

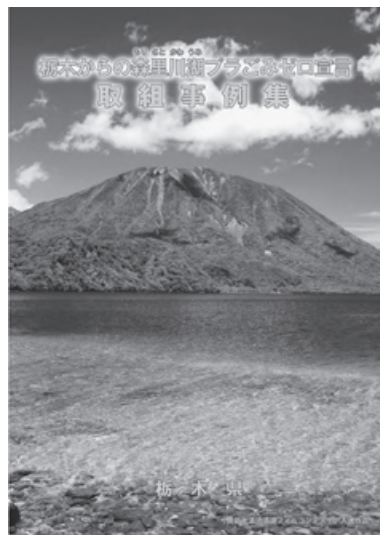
また、プラスチック資源循環を持続可能なシステムとして動かしていくためには、次世代への働き掛けや経済性を高める施策も必要と考えられることから、教育及び学習の振興等（第11条）、研究及び技術開発に対する支援（第12条）、産業の振興（第13条）についても規定を設けました。

その上で、財政上の措置（第15条）と合わせて、各主体が連携してプラスチック資源循環を推進するための体制整備についても規定したところです。

（推進体制の整備）

第14条 県は、県、市町村、県民及び事業者が一体となってプラスチック資源循環の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

この条項に基づき、県では「栃木県プラスチック資源循環推進協議会」を立ち上げています。プラスチック製品等の製造・加工、消費、処理、研究などに関わる各界・各団体の8名の方に委員を委嘱し、本条例第7条に基づく基本指針の策定や各種施策の推進について協議していただいています。



3 条例等に基づく取組

これまで、栃木県では、県内飲食店で生分解性ストローを試用してもらう「生分解性ストロー実証事業」、職員から集めたマイバッグを県庁内コンビニエンスストアで貸し出す「県庁deシェアバッグ」、清掃活動団体等を県ホームページで紹介し、県民に広く参加を促す「清掃活動ポータルサイト」などの取組を行ってきました。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大規模イベントで予定していたリサイクル食器活用事業は取りやめざるを得なくなりましたが、親子で海洋プラスチックごみ問題を学びながらマイバッグを作成する環境学習講座、市町村の取組や地域で作られているプラスチック代替製品(経木、麻ストロー、生分解性おしぼり等)を紹介す

るリーフレット「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言取組事例集」の作成など、県民の皆さんに身近なところからプラスチックとの上手な付き合い方に取り組んでもらえるよう、各種の普及啓発活動を進めています。

さらに、栃木県では、令和4年に第77回国民体育大会と第22回全国障害者スポーツ大会の開催を予定しています。いちごの生産量が昭和43年から50年を超えて連続日本一である本県の強みを前面に、愛称を「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」として見るところです。全国から多くの方の来県が見込まれる中、環境に配慮した大会としてアピールできるよう、大会期間中を通してプラスチック資源循環にもしっかりと取り組んでいきます。

4 おわりに

全国を見ますと、昨今、議員のなり手不足などの報道も目にします。魅力ある議会づくりには、議会が条例制定などの政策立案機能を発揮していくことも重要だと思っています。

栃木県議会では、本条例を含め、これまで栃木県県産木材利用促進条例など7本の議員提案条例を制定してきました。今後とも、時代の趨勢を見極め、多様な住民の声を反映し、条例制定を始めとした政策立案に積極的に取

り組むことで、魅力ある議会、ひいては魅力ある栃木県を目指していきたいと思えます。